

平成 21 年 8 月 25 日
農林水産省改革推進室

「国民視点確認月間」における取組方針の再確認等について（案）

1 8 月中の準備状況について

（1）省改革推進員の設置

8 月 6 日付けで事務次官より、1600 名の省改革推進員に任命状とメッセージを交付した。既に、省改革推進員による推進活動が進められており、組織内で独自の推進会議を設置するといった積極的な取組も見られる。

（2）職員への周知活動

① ポスターの掲示及びチラシの配布

8 月 7 日に、「試される自己改革力」を標語として、「国民視点確認月間」の取組内容や業務再点検への参加を呼び掛けたポスター（3 種）を作成し、省改革推進員より各部署の執務室等に掲示している。

また、「国民視点確認月間」に臨む姿勢を問いかけたり、詳細な取組内容を周知するために用いるチラシ（2 種）を作成し、省改革推進員より各職員に配布した。

② 「業務再点検」の勉強会の開催

職員が、業務再点検の目的及び実施方法等に対する理解を深めるため、8 月下旬より、各部署ごとに、省改革推進員が主催する勉強会を実施している。

（3）職員の具体的な行動を促す取組の実施

職員一人ひとりに、国民視点に立った具体的で自発的な取組の実践を促すため、「国民視点確認月間」において重点的に取り組む「私の取組」を明文化するよう依頼した。9 月末に、取組の達成度を自己点検することとし、結果を「国民視点確認月間」の検証に供する。

（4）外部評価の実施

8 月 4 日より 17 日までの間に、8,000 名の農林水産交流モニターを対象として、農林水産省の窓口の対応やサービスの質、政策説明や広報の分かりやすさ等に対する率直な感想を把握するためのアンケート調査を実施した。調査結果は、業務再点検を行う際の参考資料とするため、8 月中に省内各部署に提供する。

2 「国民視点確認月間」の実施方針等

(1) 「国民視点確認月間」の実施方針の再確認

9月の「国民視点確認月間」の実施方針については、6月29日の第6回農林水産省推進本部（以下「本部」という。）で、一部修正の上、了承されたところである（別添資料参照）。これを改めて確認するとともに、これまでの準備期間における取組を踏まえ、一般職員及び幹部職員は、それぞれ次の姿勢で同月間に臨むこととする。

① 業務再点検に臨む一般職員の姿勢

業務再点検に当たり、各職員は、「私の取組」に記載した内容を踏まえながら、自らの業務と省改革の取組との関連性を十分意識し、どうすれば具体的な仕事の中で国民視点に立った取組ができるのかという視点で、点検を実施する。

② 「国民視点確認月間」を推進するための幹部職員の姿勢

本部の構成員をはじめ幹部職員は、的確な業務再点検が行われるよう、自らが率先して「国民視点確認月間」の意義を説き、職員の意識を十分に高めるとともに、点検状況を適宜把握し、必要な指示・助言等を行う。

(2) 9月の取組内容とスケジュールについて

① 業務再点検

9月より、各部署ごとに全職員の参画を得て、定められた様式に沿った業務再点検を実施する。その際、これまで本部において取り上げられた「本省と地方組織の連携」、「業務の平準化」などの課題についても、その後の取組状況を点検する。

また、点検結果は、組織ごとに取りまとめの上、9月末までに公表する。

② 各種システム・ツールの運用改善に向けた取組

3月末までに取りまとめられ、4月以降運用されている「ヒヤリ・ハット事例収集・共有システム」、「疑義情報管理システム」、「報道マニュアル」等のシステム・ツールの運用状況を踏まえ、これらの運用に責任を持つ部署は、職員の使い勝手及び利用効果の向上等に必要な改善策を検討し、その成案を第9回の本部に報告する。

③ 職員の意識改革調査

9月中に、「国民視点確認月間」の取組を含めたこれまでの省改革の取組を通じた職員の意識の変化を把握するための調査を、全職員を対象に行う。調査結果は、10月に公表する。

(別添)

平成21年7月1日
農林水産省改革推進室

9月の「国民視点確認月間」の実施方針について

1 「国民視点確認月間」の意義

- (1) 農林水産省改革の取組については、その効果が、本省・地方出先機関を通じ永続的なものとなるよう徹底する必要がある。このため、「農林水産省改革のための緊急提言」や「農林水産省改革の工程表」では、BSE問題や事故米問題が発覚した9月を「国民視点確認月間」とし、毎年、全省的に、国民視点に立った業務が遂行されているかを点検し、改革が色あせぬようにすることとしている。
- (2) 特に、本年の第1回目の「国民視点確認月間」は、1月以降取り組んできた省改革の取組の進捗状況を確認する最初の機会である。また、リスク管理の観点からは、不祥事の発生など組織運営上の問題の未然防止につながるものである。もとより、省改革の取組は一朝一夕に成ることはないが、ここでその効果を確認することができれば、省改革に真摯に取り組む多くの職員に、次の一步を踏み出す勇気をもたらすとともに、リスク管理能力の向上を促すこととなる。
- (3) このため、「国民視点確認月間」に臨むに当たっては、
- ① 十分な準備期間を持って、何を点検するのか職員に明らかにする。すなわち、何に重点的に取り組まなければならないのかを事前に職員に示し、どうすれば成果を挙げられるのか明確な問題意識を持って「国民視点確認月間」を迎えられるようにする必要がある。
 - ② また、「国民視点確認月間」における点検に当たっては、職員が自らの業務と省改革の取組との関連性を十分意識し、どうすれば具体的な仕事の中で国民視点に立った取組ができるのかを実感できる取組とする必要がある。

2 「国民視点確認月間」における点検事項等

(1) 国民視点に立っているかの確認は、「緊急提言」等に基づき、

- ① 点検の単位である各部署（「課」など）ごとに、国民視点に立った業務を行っているかを点検するとともに、
 - ② ①の取組の結果、職員一人ひとりの意識がどのように変わっているかを確認する
- ことを基本として実施する。

(2) 具体的には、以下の取組を行うこととする。

① 業務の再点検

ア 再点検は、原則として昨年11月及び本年3月に点検した内容を中心に行うが、職員がより主体性を持って取り組むことができるよう、従来の「○×」で点検する方式を改め、点検項目を大括りにし、どのような課題に取り組み、国民からどのような評価を受け、更なる改善をどう図っていくのかを具体的に確認する方式とする。また、それぞれの業務に応じた点検を行い、問題の発見と改善策に取り組めるよう、各部署が独自に点検項目を設定することができるようにする。

イ また、自由に意見を言える職場環境づくり、業務の平準化、部局間の連携に係る取組など、これまでの省改革本部で課題として取り上げた事項についても同様に点検を行う。

ウ 再点検結果は、各部署の職員全員が参画した話し合いを行った上で、当該部署の長が責任を持って取りまとめを行う。

② 各種システム・ツールの運用改善に向けた取組

3月末までに取りまとめられ、4月以降運用されている「ヒヤリ・ハット事例収集・共有システム」、「疑義情報管理システム」、「報道マニュアル」等のシステム・ツールの運用状況を確認する。その上で、職員の使い勝手、利用効果等を検証し、より良いものに改善する。

③ 職員の意識改革調査

省改革に対する職員の意識を把握するための調査を行う。調査は、職員の意識状況を的確に把握するため、全職員を対象とした悉皆調査の形で行うこととする。

④ 農林水産省改革に対する外部評価の実施

省改革の取組が国民にどれだけ評価されているのかを把握するため、農林水産情報交流モニターを対象としたアンケート調査を行う。

3 「国民視点確認月間」に向けた準備

「国民視点確認月間」における全省的な取組を職員の主体的な参加を得て進めるため、同月間の開始前に以下の取組を行う。

(1) 「省改革推進員」の設置

「国民視点確認月間」に向け、各部署に、省改革に係る様々な取組を推進する役割を担う「省改革推進員」（以下「推進員」という。）を置く。推進員の任期は7月から10月までとし、農林水産省改革推進室と連携しながら、

- ① 「国民視点確認月間」に向けた職員の意識啓発
- ② 各部署等の長の指揮の下で、業務再点検に係る職場の話し合いのコーディネートと再点検結果の取りまとめを行う。

(2) 周知活動と意識の共有

農林水産省改革推進室は、推進員と連携しつつ、

- ① メールやポスター等により、「国民視点確認月間」の周知活動を行う。
- ② 職員の「国民視点確認月間」に臨む意識の共有を図るため、この機会に、
 - ア 省改革の目指すものの提示
 - イ 部署レベルで取り組むべき事項、職員一人ひとりが取り組むべき事項、本省が主導して取り組むべき事項等の明確化を行う。

(3) 業務再点検に向けた事前準備

- ① 農林水産省改革推進室は、9月の業務再点検に向けた具体的な点検事項を各部局に提示して意見を求める等の取組を通じ、点検の意義及び方法等についての共通理解の醸成に取り組む。
- ② 各部署又は各部署が所属する部局の長は、再点検の実施までに、あらかじめ業務運営に関し外部評価を受けられることができる体制を整備しておく。